

2021年5月19日

NCホールディングス株式会社 主として従業員の皆様へ

NCホールディングス株式会社取締役会による当社株主提案への 反対意見に関する当社考え方について(簡略版)

MUTOHホールディングス株式会社

当社の出資先である NC ホールディングス株式会社(以下「NCHD」といいます。)より、2021年5月14日開催された同社取締役会において、当社他22社(以下「私共」といいます。)が提出した株主提案(以下「本株主提案」といいます。)に反対である旨が決議され、公表されました(以下「NCHD 開示」といいます。)

NCHD 開示をお読みいただいた方、特に NCHD の従業員の皆様(ここでは、子会社である日本コンベヤ等の従業員を含みます。以下同じ。)には、ご心配をお掛けしていると思います。梶原浩規氏ら現取締役については、私共も昨年の定時総会までは選任に賛成しておりますので、非常に心苦しく思います。しかし、NCHD 開示には、事実誤認や齟齬があるため、特に従業員の皆様には正確な情報をお届けする必要があると考え、下記の通り詳述させていただきます。

記

1 NCHD 開示に対する私共の見解

私共は、2021年5月10日に公表致しました『NCホールディングス株式会社の「取締役の選任に関するお知らせ」に対する当社の考え方(続報)』に記載の通り、現在の NCHD 取締役のうち、梶原浩規氏・吉川博志氏及び片山卓朗氏3名については、NCHD の取締役としては不適任であると判断し、本株主提案を実施致しました。

私共としては、本株主提案はNCHDの中長期的発展に資すると考えており、本会社提案が承認可決され、新体制が発足するならば、従業員の皆様におかれても働きやすく風通しのよい労働環境が実現されると確信しております。なお、NCHD取締役会が本株主提案に反対意見を表明されておりますが、正しい情報の提供と、公平・公正な議論が尽くされることにより、NCHDの第5回定時株主総会において、本株主提案が承認可決されると確信しております。

もっとも、NCHD 開示には、事実誤認や明らかに誤った解釈の記載が多く含まれておりますので、特に従業員の皆様に関心をお持ちであろうと思われるいくつかの点に関し、以下の通り私共の見解をお知らせいたします。なお、これらを含むより詳細な見解については、本日別途「詳細版」を公表しておりますので、そちらもご覧下さい。

(1) NCHD 従業員の皆様の意向について、私共の見解

本株主提案に対する NCHD 取締役会の意見表明が明らかになるまでは、NCHD 従業員の皆様との対話を控えておりました。5 月14日の表明をうけ、私共は、定時株主総会前に、従業員の皆様を対象として、今後の事業運営の考え方を説明する場を設けます。さらに労働組合の皆様とも定時株主総会前に対話の機会を設ける働きかけを行います。なお、NCHD 開示には、以下の点において解釈の相違があるため、私共の見解をお伝えいたします。

梶原浩規氏が 2018 年6月に NCHD の代表取締役に就任された後に、労働組合との間の協議で一定の進展があったのは、事実です。しかし、この進展は、2018 年 5 月に TCS ホールディングス株式会社の代表取締役に高山芳之が就任して以降、労働組合とより良好・協調的な関係を構築することを目指す方向に方針転換したことが背景にあることも、事実であります。私共は、今後とも労働組合とは正面から向き合い、議論を進める中で調和を目指すことを追求して参ります。

ところで、この 1 年間のうちに、NCHD 従業員の皆様より私共の元に、梶原氏および同氏側近に関する告発が複数ございました。また、社外からも告発状が届きました。この事実を私共は非常に問題視しております。

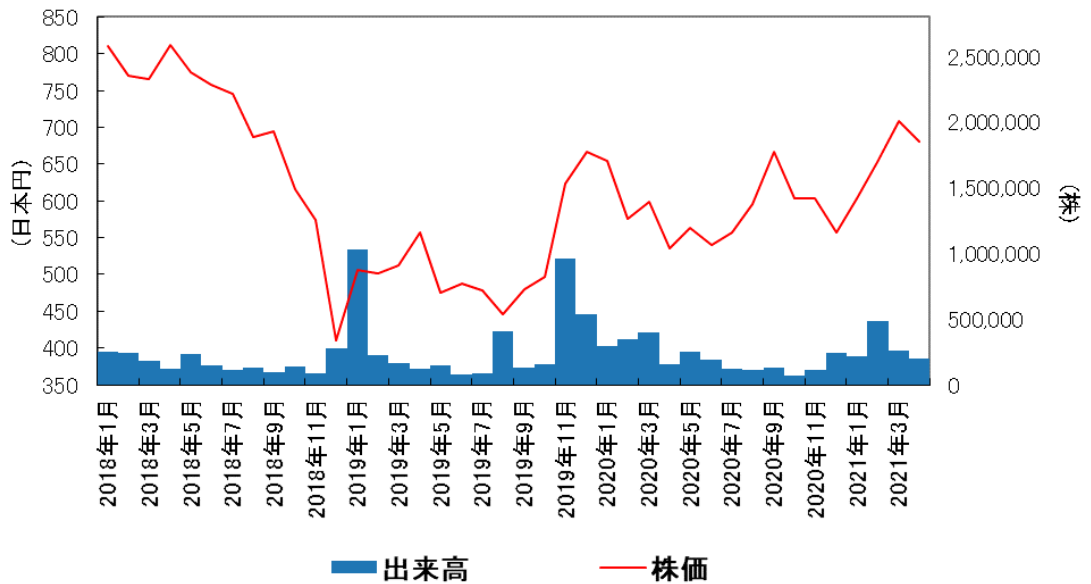
- ① 例えば、2020 年 8 月、NCHD が M&A を進めていた対象会社従業員から、TCS ホールディングス株式会社社長の高山芳之宛てに、梶原氏らの言動について告発状が届きました。その内容は、梶原浩規氏、吉川博志氏、片山卓朗氏の 3 名の NCHD の取締役が、個人名で、当該 M&A の対象会社から独立して抜け出る者に対しての支援を約束する「連判状」のような書面に、署名・捺印をしているというものであります。これは、協議中の対象会社の信頼関係を台無しにしかねない重大問題(対象会社が知れば損害賠償請求を受け得る件)でした。
- ② 2020 年 12 月、NCHD 従業員から、梶原氏に関する内部告発が NCHD 社外取締役に届きました。その内容は梶原氏が「取締役会なんてどうでもよい」等、経営を監視すべき立場にある取締役会を軽視する発言を繰り返していたものであり、東証1部上場企業の経営者として相応しい発言ではありませんでした。

(2) 現経営体制による企業価値向上の実績について、私共の見解

梶原浩規氏らによる NCHD の現状の経営状況に対して、私共は一定の評価はしており、全てを否定している訳ではありません。もっとも、以下の点について指摘したいと考えています。

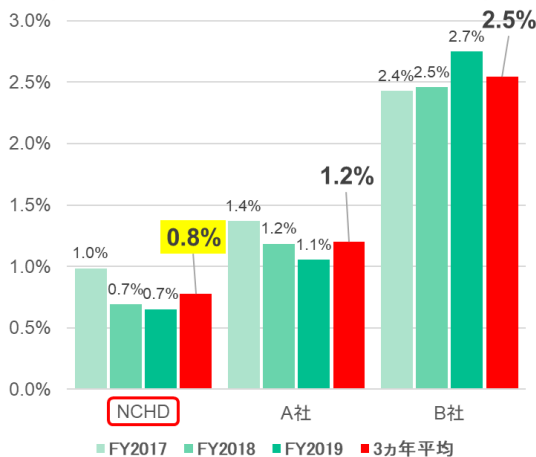
- ① 梶原浩規氏が NCHD の代表取締役に就任したのは、2018 年 6 月でした。現在の株価は、確かに回復基調にあり、NCHD 開示が行われた 2021 年 5 月 14日の株価(終値)は716 円です。しかし、梶原浩規氏が代表取締役に就任した 2018 年 6 月頃の株価は 800 円近くを推移しており、梶原浩規体制が株式価値を向上させた、というほどの実績はありません。

【NCホールディングス 株価チャート】

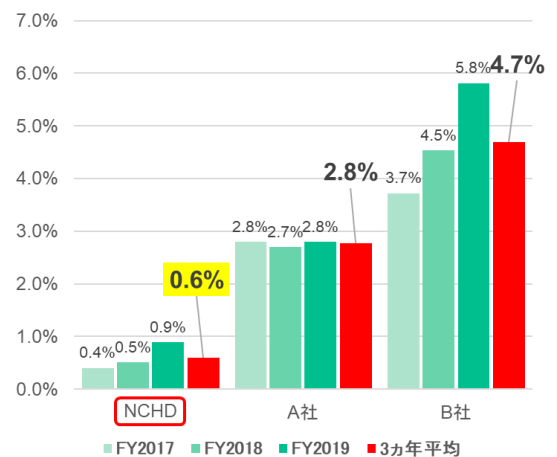


② NCHD の2021年3月期は、減収ながらも増益(最高益)を達成しています。しかし、その内実も、関西電機工業株式会社の連結子会社化の効果であり、既存事業だけで前年比較すると減益です。コア事業であるコンベヤ事業は微減収、微減益、立体駐車装置関連は微減益です。合併による他社の売上・利益の取込みが主因であり、将来の成長に向けた研究開発費や設備投資を抑制し、足元の利益を積み上げているものとも言えます。

研究開発費 売上高比率 3社比較



設備投資 売上高比率 3社比較



(3) 株主提案の取締役候補者が一部就任拒否したことについて、私共の見解

本株主提案の取締役候補者のうち取締役の就任を拒否していると公表された3名は、NCHDの従業員です。私共からの選任の打診の際に、間違いなく就任承諾をしておりますが、NCHDより、このような事実確認がなされ、かつ、公表に至ったことは、残念でなりません。3名の皆様に

板挟みの思いをさせてしまったことを深くお詫びします。3名の皆様には、本株主提案が可決された場合、改めて、誠心誠意、就任へのお願いの努力をして参ります。

(4) 提案株主の金融商品取引法違反の疑義との指摘に対する、私共の見解

NCHD から疑義ありと指摘された事項は、金融商品取引法に関する2つの点ですが、これら指摘は、NCHD 側に事実又は法令の解釈について誤認があるのではないかと、私共は考えております。私共としましては NCHD に対し、2021年5月17日、「質問状」を送付し、事実確認を行うとともに、専門家も交えて、協議・対応しております。なお、その詳細は、「詳細版」には記載をしておりますので、ご関心がある方については、そちらをご覧くださいと幸いです。

2 私共の本株主提案の目的

私共の基本的な考え方は以下の通りです。

私共は、NC グループを、製造業として普通の会社、つまり製造業の本分に徹した会社としての基盤を確立した上で、材工、メンテナンス、サービス、ソリューションの事業展開を強化することを目指します。これまで、設備投資・研究開発費も現状は製造業としては極めて低水準であり、将来へ向けた投資は改善が必要です。今後は、設備投資、研究開発費も増強し、商品力の強化、コア技術の強化、原価改善、品質改善、生産性向上を目指します。TCS グループとの関係については、ソフト開発力を活用して、IoT 技術、ネットワーク技術を活用し、DX(デジタルトランスフォーメーション)の流れも作りたいと考えています。また、事業推進においては、お客様、お取引先様から見て事業責任者の顔が見える事業部制の導入を目指します。事業部長が開発・製造・販売を一気通貫で把握し、迅速な判断ができるようにし、職能組織については全社最適視点で事業部長を支える「事業軸と職能軸のマトリックス経営」を目指します。事業軸、職能軸で従業員の経営者育成も行い、従業員が育ち生き生きと活躍できる会社にして参ります。

労働組合との関係は非常に重要と考えており、引き続き「調和」を目指します。特に、過去の時代の対応に戻らないことを明言します。労働組合と会社側との対話に関しても、従前の事前協議会に加えて、会社側としては経営メンバーも参加する「(仮称)労使協議会」も行い、組合提案についても議論し、最終的には調和を目指す取り組みを行います。

私共としても、梶原浩規氏らとの話し合いで、円満に取締役の交代がなされることを望んでおりましたが、2021年4月26日の取締役会で、梶原浩規氏らが、突然、御自身など上記3名の取締役を候補者とするものの、私共とつながりのある高木俊幸取締役・高山正大取締役を排除する会社提案を取締役会で採決することを強行し、これに急遽対応する形で用意したのが、私共の本株主提案です。

私共としては、真実を知りたいと思う NCHD の従業員の皆様の声に応える必要があると考えています。本書に対してご意見等があれば、以下にまでお寄せ頂きますと幸いです。長文をお読みいただき有難うございました。

本書に対するご意見についての窓口

窓口:弁護士法人創知法律事務所

弁護士 藤本一郎 弁護士 伊藤翔汰 弁護士 池上悠貴

大阪 〒541-0041 大阪府中央区北浜一丁目9番15号EM北浜ビル5階

東京 〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号新国際ビル8階

TEL 06-4708-3260 / 03-6268-0962

FAX 06-4708-3280 / 03-6268-0963

E-mail: nchd@ci-lpc.com

※窓口の性質について

上記弁護士は、本株主提案について、私共の代理人となっております。但し、匿名をご希望される場合や、私共に身元を明らかにされたくないような場合には、その旨を明示してご連絡を頂ければ、私共に対する上記弁護士からの情報共有が制限される(お名前等は弁護士限りとなり、私共が知らない状態が維持される。)ことについて、私共は同意しております。そのような明示がなければ、上記窓口寄せられたご意見等(及びその個人情報)は、私共と共有されます。

上記窓口寄せられたご意見等は、私共の今後の本株主提案の実現に向けた諸活動や、本株主提案が承認可決された後のNCHDの新体制の発足の参考にさせて頂く予定です。